

お知らせ information



住宅用地の利用状況変更による申告

住宅用地は、税負担を軽減するため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽ 更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽ 店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽ 併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽ 住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽ 土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽ 住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽ 住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

■申告・問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)

家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があり、取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年末までにこれらの予定がある方は申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。

- ▽ 耐震改修減額
- ▽ バリアフリー改修減額
- ▽ 省エネ改修減額

これらの制度の適用を受けるためには、申告が必要です。

■申告・問い合わせ先
税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)

学校給食用物資の納入業者を募集

平成31年度阿久比町学校給食用物資納入業者の指定申請書を受け付けします。申請書は、町立学校給食センターで配布します。

■受付期間 平成31年1月4日(金)～1月25日(金)

■申し込み・問い合わせ先
町立学校給食センター
☎(48)5111

「地域活動支援センターもやい」で、おいしいケーキを作ろう

地域活動支援センターもやいは、障がいのある方を対象に、自由に過ごせる場所(フリースペース)をつくり、料理会、創作活動など(プログラム活動)を通して地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図る場所です。

みんなでケーキを作り、一緒に食べませんか。事前の申し込みは必要ありません。

■日時
12月18日(火)午前11時～
※ ケーキ作りに参加する方は、午前11時までに地域活動支援センターもやいにお越しください。

※ 無料で使えるフリースペースは、午前10時30分～午後3時30分まで利用できます。

■場所 地域活動支援センターもやい(卯坂字英比16番地)

■参加費 500円

■対象 町内在住の障がいのある方で、ケーキ作りを一緒に楽しめる方

■問い合わせ先
▽ NPO法人もやい
☎(48)8249 FAX(48)8268
▽ 住民福祉課社会福祉係
☎(48)1111(内1122)

FAX(48)0229

第3回子ども用品リユース市を開催

子どもの成長に伴い家庭で不要になった子ども用品を回収し、希望者に無料で配布します。

■開催日時 12月21日(金)午前11時～正午

■場所 町勤労福祉センター(エスペランス丸山)

※ 大型用品は午前11時30分から抽選を行います。

■リユース用品提供のお願い
リユースボックスを下記の場所に置いて、不要になった子ども用品を収集します。

役場、町保健センター、子育て支援センターあぐぴっぴ、卯ノ山児童館、町内各保育園、幼稚園

※ 開催当日に会場でも収集します。

■問い合わせ先
子育て支援課子育て支援係
☎(48)1111(内1124)

ちたんぷ 2018冬

モバイルスタンプラリー「ちたんぷ」に参加して知多半島を旅してみませんか。

■期間 12月1日(土)～平成31年3月11日(月)

■内容 知多半島内のさまざまな施設や店を回ってスタンプを集めるとすてきなギフトが抽選で当たります。

■参加費 無料

■参加方法 スマートフォン専用アプリ「ちたんぷ」をダウンロードしてください。

■問い合わせ先
▽ 産業観光課観光係
☎(48)1111(内1227)
▽ 知多半島回遊性向上事業実行委員会事務局(ランドブレイン(株)名古屋事務所内)
☎052(971)7253
ホームページ
<http://chitamp.com>